

ID: 14

担当部署: 企画課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町鉄道施設条例 第2条第1項		
例規番号	平成21年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第2条 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第3項に規定する第二種鉄道事業の用に供するため鉄道施設を使用しようとする若桜鉄道株式会社(以下「使用者」という。)は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けて鉄道施設を使用する者は、八頭町行政財産使用料条例(平成17年八頭町条例第66号)の規定による許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第3条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限等) 第3条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の鉄道施設の使用を拒み、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。</p> <p>(1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。 (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 町長は、前項に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日